

(公社)商事法務研究会「国際仲裁制度研究会」(座長・柏木昇東京大学名誉教授)

- 企業法務部長クラス・著名な国際仲裁実務家・研究者等の約15名により、活性化策を検討(企業アンケートヒアリングも実施)
- 仲裁のユーザーである企業目線、国際仲裁コミュニティで活躍する実務家目線で、以下の「7つの提言」を取りまとめた

### 日本仲裁の活性化を実現する「7つの提言」

#### 提言1 海外の著名な国際仲裁機関の日本誘致

- 日本仲裁は、国内仲裁機関の認知度や企業の契約意識から、選択されていない(日本は、欧米やアジアのハブ競争の枠外)
- 仲裁オプションの多様化で「日本仲裁の選択可能性」を向上すべき
- ICC(仏)、AAA(米)、SIAC(星)等の海外仲裁機関の拠点を日本に誘致
- 海外機関のPRや仲裁実施をサポートする体制を国内に整備すべき

#### 提言2 日本国内の国際仲裁機関の改善・充実

- 既存の国内仲裁機関であるJCAAに、経験と知見の活用を期待
- ①仲裁人リストや実績の公表、施設整備、②仲裁規則の改定やガイドラインの策定、③外国人実務家や法曹資格者を含む体制強化

#### 提言3 国内企業向け啓蒙・支援活動の強化

- 日本企業や弁護士に、国際仲裁の一般PRのみでなく、日本での仲裁条項を置く必要と交渉ノウハウの提供、サポートが必要
- ①相談窓口を設置、②JETRO、JICA等と連携し、契約交渉支援

#### 提言7 担い手となる「日本国際仲裁サービスセンター(仮称)」の創設

- 提言1~6をはじめ、わが国の国際仲裁活性化の中核を担う新たな民間組織として、「日本国際仲裁サービスセンター」が必要
- 業務の公益性・継続性からして、政府、自治体、産業界の強力な支援が必要。中でも、政府の人的・経済的支援は、当面、不可欠
- センターは、日本が国際仲裁のハブとなるための中核組織。2019年度中の立ち上げに向け、速やかな検討・準備に着手すべき

#### 提言4 紛争解決地として日本を海外に売り込み

- アジア随一の産業基盤、観光資源、廉潔司法等を「日本の強み」に、シンガポールや香港等と異なる大陸法系の魅力を売り込み
- 韓国、中国、米国や東南アジアの大陸法系をターゲットに積極PR
- 知財・建設紛争等の専門仲裁や調停の活用を、日本仲裁の魅力に

#### 提言5 国際仲裁を支える人材確保と中長期的養成

- 日本で仲裁を行う仲裁人材が不足。まずは外国人材の招聘も不可避
- 海外仲裁人等を確保する環境整備(報酬非課税、ビザ緩和)とPR
- 日本法曹の海外機関における実務経験や国際資格取得の推奨・支援

#### 提言6 国際通用力ある仲裁制度とインフラ整備

- アジアの仲裁先進国に比較して、制度・インフラ面の遅れが顕著
- 自国の国際仲裁促進の象徴となる「国際仲裁推進法」を早期に制定
- 国際動向を踏まえた仲裁法、外弁法等の速やかな法改正を実現
- 高水準の国際仲裁専用施設を、政府サポートにより早急に整備すべき

# わが国における国際仲裁の発展に向けて

～日本仲裁の活性化を実現する7つの提言～

2018年6月8日

公益社団法人商事法務研究会

国際仲裁制度研究会

## 1 はじめに（本研究会の目指すもの）

経済社会のボーダーレス化が一層進む中、わが国の司法インフラをみた場合、国際仲裁分野の機能や競争力は著しく低い。今日、国境を越える商取引の法的紛争については、国際仲裁手続による解決がスタンダードとなっているが、日本国内での国際商事仲裁事件数は、年間20件前後にとどまり、日本の経済力とかけ離れて少ない。

近時、わが国でも、国際仲裁の活性化に向けた動きがようやく始動した。政府において昨年9月に関係府省連絡会議が立ち上げられ、民間でも、国際仲裁専用の施設設置に向けた動きなど、仲裁サービスを提供する側からの基盤整備の取組みが見られる。

もっとも、長年にわたり日本での国際仲裁が活性化しなかったのは、日本企業が契約紛争解決対策に関心が薄く、日本での仲裁手続を選択しなかったことに主要因があり、その解消には、仲裁サービスの利用者側の視点が欠かせない。そうすると、真の意味での国際仲裁の活性化を目指すならば、ユーザーである企業目線および国内外で国際仲裁の経験がある実務家目線で、日本の直面する課題と対応策を議論し、あるべき姿を描き、中長期的ビジョンを提示することが不可欠である。

本研究会は、このような問題意識から、企業法務関係者や仲裁実務家、研究者を構成員として、国際仲裁の活性化、とりわけ日本の強みを活かした仲裁のあり方とその発展に向けて、国内外の情報収集を行いつつ、集中的に意見交換を重ねてきた。

そして、本研究会では、国内の大企業が目線もさることながら、中小企業や外国企業が目線からも、ユーザー・フレンドリーな国際仲裁の利用環境を整備すること、また、仲裁場所としての日本の魅力を発信し、海外の仲裁機関も誘致して国際紛争解決の「ハブ」となることを、今後の目指すべき方向性として、そのために早急に取り組みが求められる事項につき、以下のとおり、提言として取りまとめることとした。なお、本研究会における検討経緯等については、本研究会の柏木昇座長が私案としてまとめた別稿も参照されたい。

## 2 いま、求められるもの

### (1) はじめに …国内企業の潜在的ニーズと顕在化した課題

国際仲裁は、世界的に大幅な事件増の傾向にあり、アジア圏内でもシンガポール、香港、韓国、マレーシア等による誘致競争が繰り広げられている〔添付資料1〕。世界3位の経済規模を誇る日本で国際仲裁が発展せず、これら国際競争の枠外に置かれてしまってきたのは、契約交渉や紛争解決の場面で、日本での国際仲裁を最も利用し

際仲裁推進法を速やかに制定し、国際仲裁を経済効果の高い産業インフラと位置づけた上、活性化のための施策の集中的な投入や司令塔となる組織の立ち上げを、法律で明確に根拠付けるべきである。

また、海外の学者、実務家等の幅広い人材が国際仲裁・調停人やその代理人として活動できることを明確化し、UNCITRAL 等の最新の国際動向を踏まえた法整備を実現するため、弁護士法、**外弁法（仲裁代理権の範囲拡大等）**や、仲裁法、ADR 法その他の民事手続関連法制の見直しは急務であり、一刻も早く実現されるべきである。これら法制情報の英訳発信も、同時に必要である。

さらに、シンガポール等の例を見ても、裁判所が、自国の国際仲裁活性化にフレンドリーな姿勢を示すことは、極めて重要な要素である。わが国の仲裁関連訴訟事件の専門処理体制の強化や裁判官研修の充実、重要な裁判例の英訳発信などの取組みを速やかに進めるとともに、日本の司法府としても自国の国際仲裁発展に賛同する姿勢をより明確にすることが期待される。

一方で、司法制度の充実と両輪をなすものとして、国際仲裁先進国に見劣りしない国際仲裁施設や設備の国内整備は欠かせない。日本国内に国際的知名度のある仲裁施設が存在しない現状を改め、東京等に国際仲裁専用施設を速やかに整備することは、日本での国際仲裁活性化を進めるための基本的インフラとして必要不可欠であり、政府の適切なサポートの下で、高水準での施設整備と継続的運営が必要である。

## **（９）提言 7 …担い手となる「日本国際仲裁サービスセンター」の創設**

これまで述べた（３）から（８）までの各提言は、相互に連携して総合的に推し進められるべきであり、国際仲裁機関と政府、産業界、関係団体等との連携も欠かせない。現状ではその中核となるプレーヤーが不在であり、新たな役割を担う組織が必要である。そのため、担い手となる「日本国際仲裁サービスセンター」（仮称）を速やかに立ち上げるべきである。同センターの担うべき業務として、例えば、①～⑥が考えられる。

### ① 国内外の仲裁機関に対するサポート（提言 1、2）

JCAA 等の国内機関のみならず、ICG、ICDR、SIAC 等の海外機関が日本での仲裁手続（審問等）を支障なく行うことができるための各種サービスを提供する。

### ② 日本仲裁に関する国内外に向けた PR や情報提供（提言 3、4）

### ③ 国際仲裁人材の育成（提言 5）

海外派遣・人材交流等を中心的に担うほか、日本弁護士等をセンターのスタッフ

国際仲裁制度研究会名簿（敬称略・五十音順）

石 田 善 昭（エーザイ法務部部长）

小 川 和 茂（立教大学特任准教授）

小 倉 隆（大成建設管理本部法務部法務室（国際）主事）

小 原 淳 見（長島・大野・常松法律事務所弁護士）

柏 木 昇（東京大学名誉教授）

国 谷 史 朗（大江橋法律事務所弁護士）

竹 下 啓 介（一橋大学准教授）

田 村 充（日本ユニシス執行役員法務部長）

手 塚 裕 之（西村あさひ法律事務所弁護士）

道垣内 正 人（早稲田大学教授）

野 島 嘉 之（三菱商事法務部長）

（代理）早 部 光 明（三菱商事法務部化学品・新産金事業チームリーダー）

中 尾 智三郎（三菱商事法務部部长代行（兼）企画法務チームリーダー）

古 本 省 三（新日鐵住金執行役法務部長）

（代理）花 井 正 樹（新日鐵住金法務部国際法務室上席主幹）

山 本 和 彦（一橋大学教授）

和 田 あゆみ（東芝法務部長）

# 日本の仲裁活性化のための提言

## (座長私案)

2018年6月8日

国際仲裁制度研究会座長・東京大学名誉教授

柏木 昇

## 【目次】

1. はじめに.....	1
2. 国際仲裁の活性化と国際仲裁サービスを巡る競争.....	1
3. 日本での国際仲裁の「顧客」とマーケットの可能性.....	3
4. 日本の国際仲裁サービスの担い手となる「日本国際仲裁サービスセンター」.....	8
5. 国際仲裁サービスセンターの企業化調査(Feasibility Study)の必要性.....	13
<b>6. わが国の仲裁関連法制の早急な見直しと国際仲裁活性化法の必要性.....</b>	<b>14</b>
7. 国際仲裁サービスセンターと JCAA との協働、JCAA に対する要望.....	15
8. 日本の裁判所を含む、司法分野の仲裁協力的態度の必要性.....	17
9. 知財仲裁、建設仲裁、投資紛争仲裁などの専門仲裁の活性化.....	17
10. 法科大学院や法学部における仲裁教育の拡充.....	17
11. 結論（終わりに）.....	18

約から紛争が生じて実際に日本で仲裁がなされるまでには、長期間を要する。とくに、日本企業の国際紛争解決に関する文化と認識を変革し、紛争解決手段に対する意識を高めるには、長期のたゆまない努力が必要である。さらに、外国の潜在顧客に日本の国際仲裁の利点を理解させるにも、大きな努力が必要である。東京を国際商事紛争解決（国際仲裁）のハブとするためには、少なくとも10年間を必要としよう。短期の成果を期待してはならない。

もっとも、長期で見れば、前述のように、世界全体に国際仲裁事件は増加傾向にある。2016年の仲裁件数情報は、ICC 966件、DIS(独)166件、SCC(ストックホルム)199件、VIAC(ベトナム)60件、LCIA 303件、ICDR 1050件、SIAC 341件、CIETAC 2183件(内国際仲裁483件)、HKIAC 262件である<sup>24</sup>。日本でも、仲裁施設や仲裁人リストを改良し、国際仲裁サービスセンターのスタッフと予算を充実し、スタッフがエネルギーな広報・教育・仲裁支援活動をすれば他国の仲裁件数に追いつく可能性はあるだろう。また、韓国でも企業内法務部門の充実とともに仲裁案件が増えてきた、という指摘もあり<sup>25</sup>、企業内弁護士数や企業法務部門が近年充実してきている日本も、潜在的には仲裁活性化の土壌は整いつつある、といえるのかもしれない。

## 6. わが国の仲裁関連法制の早急な見直しと国際仲裁活性化法の必要性

国際仲裁活性化のための最も基本的なインフラとして、わが国の仲裁関連法制については見直されるべき課題が多い。

(1) まず、わが国における国際仲裁の有り様を変えていく起爆剤として、韓国のような仲裁産業振興に関する新規法律の立法化が検討されるべきである。

韓国仲裁活性化法は次のような事項を規定している。(i)法務部長官は、仲裁産業振興基本計画を樹立・施行する。(ii)仲裁産業振興基本計画には次の事項が含まれる。仲裁活性化及び誘致、仲裁施設の設置運営、仲裁専門家の養成、仲裁研究と仲裁広報、その他仲裁産業振興基盤造成に必要な事項。(iii)法務部長官は次の事業の費用の全部または一部を支援することができる。紛争解決施設の設置運営、専門家養成事業。(iv)法務長官は、仲裁事業振興基盤の造成及び国際仲裁誘致のための事業を機関・法人又は団体に委託でき、その委託を受けた機関・法人又は団体を支援することができる。

これらを参考に、わが国でも同様に早期の立法措置が望まれる。これが実現すれば、わが国が国際仲裁に本腰を入れたことに関する国内外に向けたメッセージ効果も大きい。

(2) 国際仲裁に関する基本手続法であるわが国の仲裁法は、2003年の制定以来、一度も見直されていない。2006年UNCITRALモデル仲裁法にも対応していない状況は立ち後れているという他ない。最新のモデル法にならった仲裁法改正については、わが国が

<sup>24</sup> Dr. Markus Altenkirch and Dr. Jan Frohloff, *International Arbitration Statistics 2016 – Business Times for Arbitral Institutions*, June 26, 2017

<sup>25</sup> *supra*, note 4, White & Case News Letter



最新の仲裁法制を備えているという宣伝効果も考えて、速やかに検討に着手し実現すべきである。国際調停等に関わるわが国の ADR 法その他の民事関連法制の見直しも、国際動向を踏まえ、前向きな検討が求められる。

- (3) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（外弁法）第 2 条第 11 号は、外国法事務弁護士や外国弁護士が代理できる国際仲裁代理を次のように定義する。

**国際仲裁事件** 国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であつて、当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者であるものをいう。

しかし、この「国際仲裁事件」の意味は曖昧で、「外国に住所又は主たる事務所若しくは本店を有する者」に外国企業の国内子会社を含むのかも不明である。早急に外弁法を改正し、外国弁護士も外国法事務弁護士も、日本での仲裁事件において、日本子会社や関連会社同士の事件の仲裁代理ができるようにすべきである。

- (4) この他、弁護士以外の者（外国弁護士、学者等）も含めて仲裁人・調停人となることが出来ることを法律上明確にすべきであり、この観点から、弁護士法や外弁法といった法制度を改めて見直す必要がある。

また、国際民事調停の執行力に関する UNCITRAL の最新の議論動向を踏まえ、ADR 法、民事執行法等の関連法制も、速やかに見直していくべきであろう。

- (5) 加えて、これら仲裁関連法制の最新情報について、わが国の法制度の透明性・通用性を広く知らせるためにも、政府の責任において速やかに英語訳その他の外国語訳を整備して、海外に発信することが不可欠である。

- (6) 国を挙げての仲裁人材の確保

国際仲裁に精通する人材を確保し、広げていくためには、国としてもその責務をしっかりと果たさなければならない。例えば、法曹を、SIAC や ICC など海外の国際仲裁機関で研修する機会の確保、CIArb の資格取得の機会を確保することなどが挙げられる。その担い手としては、意欲ある弁護士に限らず、国費で留学した優秀な裁判官・検察官の活躍・活用の場として、仲裁機関への派遣も検討されてよい。

## 7. 国際仲裁サービスセンターと JCAA との協働、JCAA に対する要望

わが国における国際仲裁は、長く、JCAA が重要な役割を果たし、現在も中核を担っている。今後も、まずは JCAA が、その経験や知見を活用して日本の仲裁の活性化のために活躍することが期待される。

- (1) 国際仲裁サービスセンターと JCAA との協働

JCAA との協働で日本の仲裁を活性化させる方策として、例えば、(i) 企業向け共同セミナー、(ii) 国際仲裁サービスセンターの HP、パンフレット、単独セミナーを通じた JCAA 仲裁の広報、(iii) その他の JCAA・TOMAC 仲裁の発展への協力方法・手段の検討、等が挙げられる。

- (2) 国際仲裁活性化のための JCAA への要望

- (i) 手続迅速化の研究と実践の必要